

○ 電波法関係審査基準（平成13年1月6日 総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現 行																												
第1章～第14章（略）	第1章～第14章（略）																												
別添1 （略）	別添1 （略）																												
2 公共業務用無線局の目的及び通信事項は次のとおりとする。	2 公共業務用無線局の目的及び通信事項は次のとおりとする。																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>通信事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>道路交通情報通信用</td> <td>道路交通情報通信に関する事項</td> </tr> <tr> <td><u>高度道路交通システム用</u></td> <td><u>高度道路交通システムに関する事項</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">道路管理用</td> <td>道路管理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>道路交通情報に関する事項</td> </tr> <tr> <td>本四連絡高速道路の事業に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	目的	通信事項	（略）	（略）	道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項	<u>高度道路交通システム用</u>	<u>高度道路交通システムに関する事項</u>	道路管理用	道路管理に関する事項	道路交通情報に関する事項	本四連絡高速道路の事業に関する事項	（略）	（略）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>通信事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>道路交通情報通信用</td> <td>道路交通情報通信に関する事項</td> </tr> <tr> <td>道路管理用</td> <td>道路管理に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路交通情報に関する事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本四連絡高速道路の事業に関する事項</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	目的	通信事項	（略）	（略）	道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項	道路管理用	道路管理に関する事項		道路交通情報に関する事項		本四連絡高速道路の事業に関する事項	（略）	（略）
目的	通信事項																												
（略）	（略）																												
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項																												
<u>高度道路交通システム用</u>	<u>高度道路交通システムに関する事項</u>																												
道路管理用	道路管理に関する事項																												
	道路交通情報に関する事項																												
	本四連絡高速道路の事業に関する事項																												
（略）	（略）																												
目的	通信事項																												
（略）	（略）																												
道路交通情報通信用	道路交通情報通信に関する事項																												
道路管理用	道路管理に関する事項																												
	道路交通情報に関する事項																												
	本四連絡高速道路の事業に関する事項																												
（略）	（略）																												
（略）	（略）																												
別添2～7（略）	別添2～7（略）																												
別表1（第3条関係）	別表1（第3条関係）																												
1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途等の一覧表	1 周波数の割当てが可能な無線局の目的又は用途等の一覧表																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>無線局の目的</th> <th>用途等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	無線局の目的	用途等			<table border="1"> <thead> <tr> <th>無線局の目的</th> <th>用途等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	無線局の目的	用途等																						
無線局の目的	用途等																												
無線局の目的	用途等																												

(略)	(略)
道路交通情報通信用	道路交通情報通信用
<u>高度道路交通システム用</u>	<u>高度道路交通システム用</u>
道路管理用	道路管理用(道路管理) 道路管理用(異免許人間通信) 道路管理用(交通情報) 道路管理用(道路情報) 本四連絡高速道路事業用(本四連絡高速道路管理) 本四連絡高速道路事業用(異免許人間通信) 本四連絡高速道路事業用(交通情報) 路側通信用
(略)	(略)

(略)	(略)
道路交通情報通信用	道路交通情報通信用
道路管理用	道路管理用(道路管理) 道路管理用(異免許人間通信) 道路管理用(交通情報) 道路管理用(道路情報) 本四連絡高速道路事業用(本四連絡高速道路管理) 本四連絡高速道路事業用(異免許人間通信) 本四連絡高速道路事業用(交通情報) 路側通信用
(略)	(略)

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的 (略)	通信事項(注1) (略)	免許の主体及び開設の理由 (略)
警察用	警察事務に関する事項 道路交通情報に関する事項 交通量等位置情報に関する事項 航空機の航行に関する事項 船舶の航行に関する事項 核原料物質及び原子	警察庁が、警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信( <u>高度道路交通システムに関するものを除く。</u> )を行うために開設するものであること。

別表2 (第3条関係)

無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由

無線局の目的 (略)	通信事項(注1) (略)	免許の主体及び開設の理由 (略)
警察用	警察事務に関する事項 道路交通情報に関する事項 交通量等位置情報に関する事項 航空機の航行に関する事項 船舶の航行に関する事項 核原料物質及び原子	警察庁が、警察法(昭和29年法律第162号)第2条第1項に規定する警察の責務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。

	炉の規制に関する法律の通報に関する事項 航空機の修理に関する事項 飛行援助に関する事項	
(略)	(略)	(略)
道路交通情報通信用	(略)	(略)
<u>高度道路交通システム用</u>	<u>高度道路交通システムに関する事項</u>	<u>警察庁が、高度道路交通システムに関する無線通信を行うために開設するものであること。</u>
道路管理用	(略)	(略)

注 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 (略)

第2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用

(1)～(19) (略)

(20) 高度道路交通システム用

高度道路交通システム用の基地局の審査は、次の基準により行う。

ア 申請者

申請者は、警察庁であること。

	炉の規制に関する法律の通報に関する事項 航空機の修理に関する事項 飛行援助に関する事項	
(略)	(略)	(略)
道路交通情報通信用	(略)	(略)
道路管理用	(略)	(略)

注 (略)

別紙1 (略)

別紙2 (第5条関係) 無線局の目的別審査基準

第1 (略)

第2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用

(1)～(19) (略)

<p><u>イ 通信の相手方</u>  <u>通信の相手方は、高度道路交通システムの陸上移動局であること。</u></p> <p><u>ウ 通信事項</u>  <u>通信事項は、高度道路交通システムに関する事項（高度道路交通システムを用いて通信する車両情報、歩行者情報、信号機情報等をいう。）であること。</u></p> <p><u>エ 他の無線局との干渉調整等</u>  <u>隣接する周波数帯を使用する他の無線局に干渉の影響を与えないように、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置（当該他の無線局の免許人等との調整を含む。）を講ずるものであること。</u></p> <p><u>オ 設置場所</u>  <u>設置場所は、地上デジタル放送の受信に支障を来さないよう、十分配慮されていること。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p>	<p>3・4 （略）</p> <p>第3～第5 （略）</p>
---	---------------------------------